

物品購入等指名停止措置一覧

令和6年7月24日現在

| No. | 商号又は名称 | 本社所在地 | 指名停止の理由 | 該当事項 | 指名停止期間 |
|-----|------------|--------------------------|---|----------------------|---------------------------------------|
| 1 | 中外テクノス株式会社 | 広島県広島市西区横川新町9番12号 | 中外テクノス株式会社は、広島県広島市が発注する特定コンピュータ機器の入札等に際し、独占禁止法(昭和22年法律第54号)第3条(不当な取引制限の禁止)の規程に違反する行為を行ったとして、令和4年10月6日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 | 別表2-2 (独占禁止法違反行為) | 令和4年11月24日から 令和6年11月23日 (24か月間) |
| 2 | 株式会社アステム | 大分県大分市西大道二丁目3番8号 | 株式会社アステムは、独立行政法人国立病院機構などが発注し九州地方の病院へ納入する医薬品の入札で、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行い、その行為に対して、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 | 別表2-2 (独占禁止法違反行為) | 令和5年6月26日から 令和7年6月25日 (24か月間) |
| 3 | 株式会社アトル | 福岡県福岡市東区香椎浜ふ頭二丁目5番1号 | 株式会社アトルについては、独立行政法人国立病院機構などが発注し九州地方の病院へ納入する医薬品の入札で、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行い、その行為について公正取引委員会に自主的に報告し、取りやめていることから、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けていないが、違反の事実は認定されている。 | 別表2-2 (独占禁止法違反行為) | 令和5年6月26日から 令和7年6月25日 (24か月間) |
| 4 | 葉隠勇進株式会社 | 東京都港区芝4丁目13-3 PMO 田町東10F | 葉隠勇進株式会社が、名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行い、その行為に対して、公正取引委員会から、令和6年5月22日付けで、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 | 別表2-2 (独占禁止法違反行為) | 令和6年7月24日から 令和8年7月23日 (24か月間) |